

3 「平成30年度大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果とみえてくる課題

(1) 就業について

ア ひとり親家庭の就業状況・就業形態

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が86.0%、父子家庭が85.2%となっています。

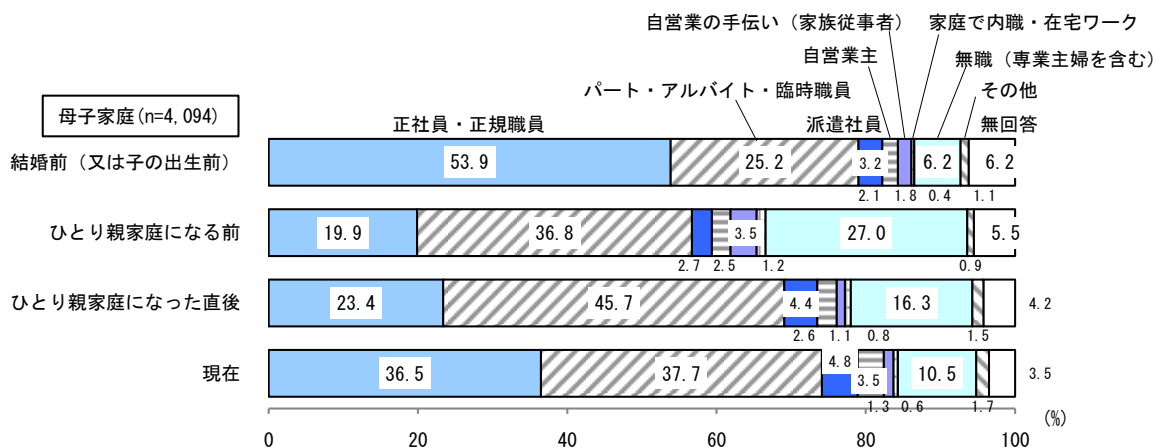
しかし、母子家庭の就業形態の変化についてみると、「正社員・正規職員」として働いている人は、婚姻中に大きく減少し、ひとり親家庭になった直後には23.4%、現在は36.5%となっています。また、現在のひとり親家庭の就業者のうち「パート・アルバイト・臨時職員」、「派遣職員」など非正規職員の割合は43.8%となっています。

ひとり親が一人で就業と子育てとの両方を担わなければならないことから、より高い所得が得られる正規雇用の職に就くことを希望しながらも、多くは賃金が低い非正規雇用の職に就かざるを得ない現状があります。

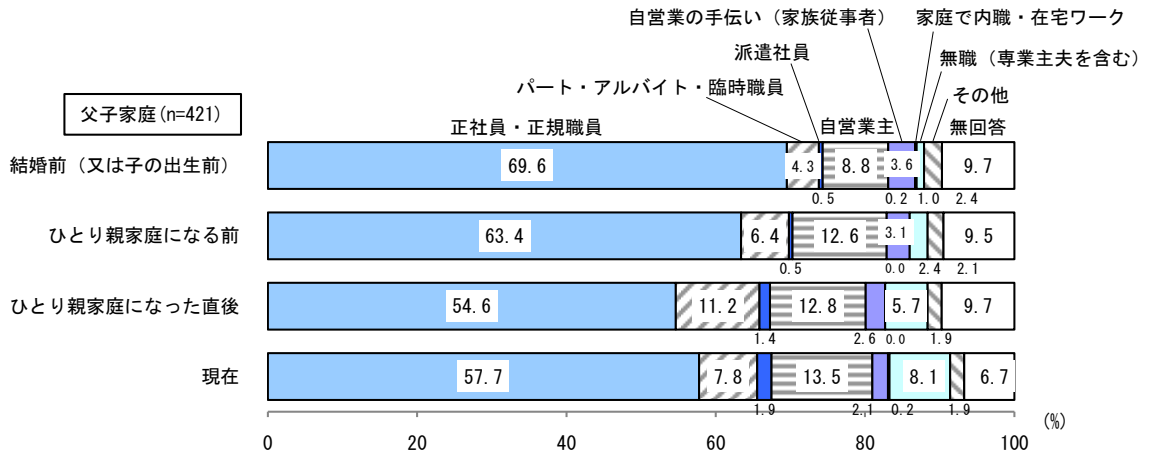
一方、父子家庭の就業形態については、経過にかかわらず「正社員・正規職員」が過半数を占めていますが、ひとり親家庭になった直後に割合が減少しています。また、ひとり親家庭になった直後から「無職（専業主婦を含む）」の割合が大きく増加しています。

なお、副業の実施状況については、母子家庭は10.5%、父子家庭は7.4%となっています。

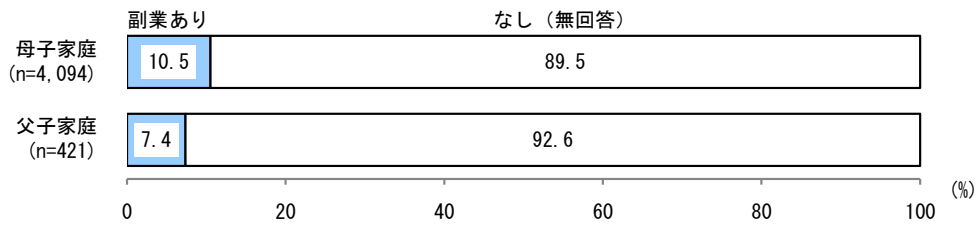
【就業形態の変化（母子家庭）】



【就業形態の変化（父子家庭）】



【副業の有無】

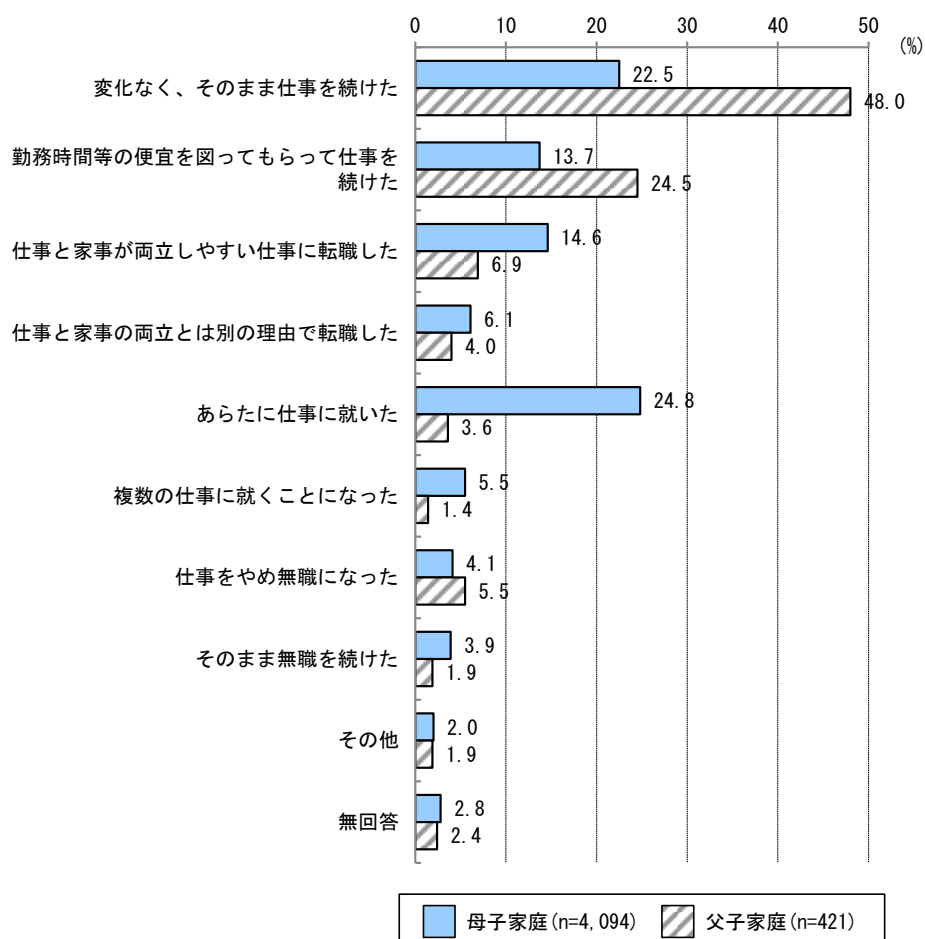


イ ひとり親家庭になる前後の就業状況

母子家庭では、「あらたに仕事に就いた」が24.8%で最も多くなっています。これに次いで、「変化なく、そのまま仕事を続けた」が22.5%で、「勤務時間等の便宜を図ってもらって仕事を続けた」の13.7%と合わせると、継続して仕事をしている母親は36.2%となっています。

一方、父子家庭では「変化なく、そのまま仕事を続けた」が48.0%で最も多く、次いで「勤務時間等の便宜を図ってもらって仕事を続けた」が24.5%となっており、両者を合わせると、継続して仕事をしている父親が72.5%となっています。

【ひとり親家庭になる前後での仕事の変化】

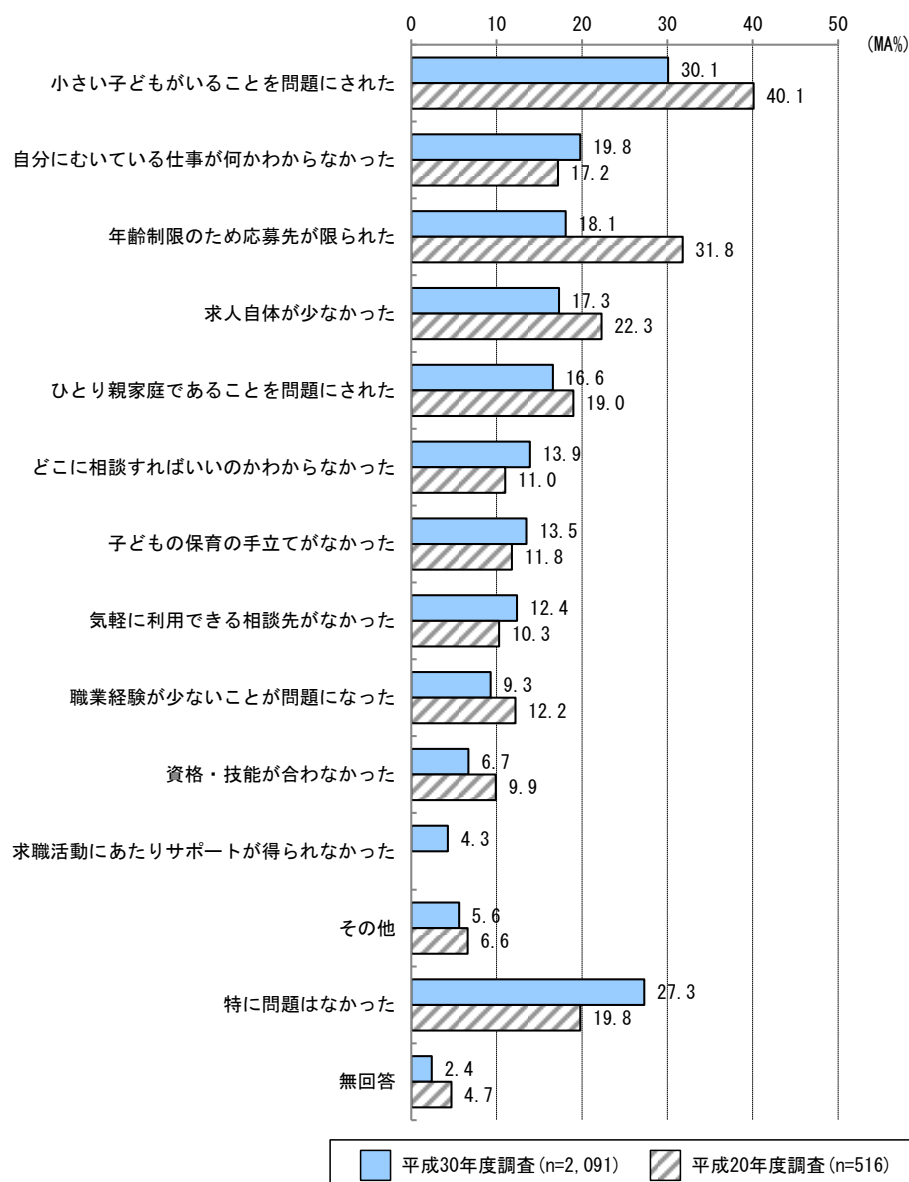


ウ 転職の希望と求職活動での問題点

現在働いている人に、転職したいかをたずねると、母子家庭では「すぐに転職したい」、「よい仕事があれば転職したい」の合計が39.3%で父子家庭の24.2%と比較すると転職希望が高い状況です。

一方、母子家庭となり、転職や就職、複数の仕事に就いた人に、求職活動での問題点をたずねると、平成20年度調査と比較すると、「特に問題はなかった」が7.5ポイント増加しており、「年齢制限のため応募先が限られた」は13.7ポイント、「小さい子どもがいることを問題にされた」は10.0ポイント減少しているものの、「小さい子どもがいることを問題にされた」が30.1%で最も多く、ひとりで子育てをしながら求職活動を行うことの困難さがあらわれています。

【経年比較 求職活動での問題点（母子家庭）】

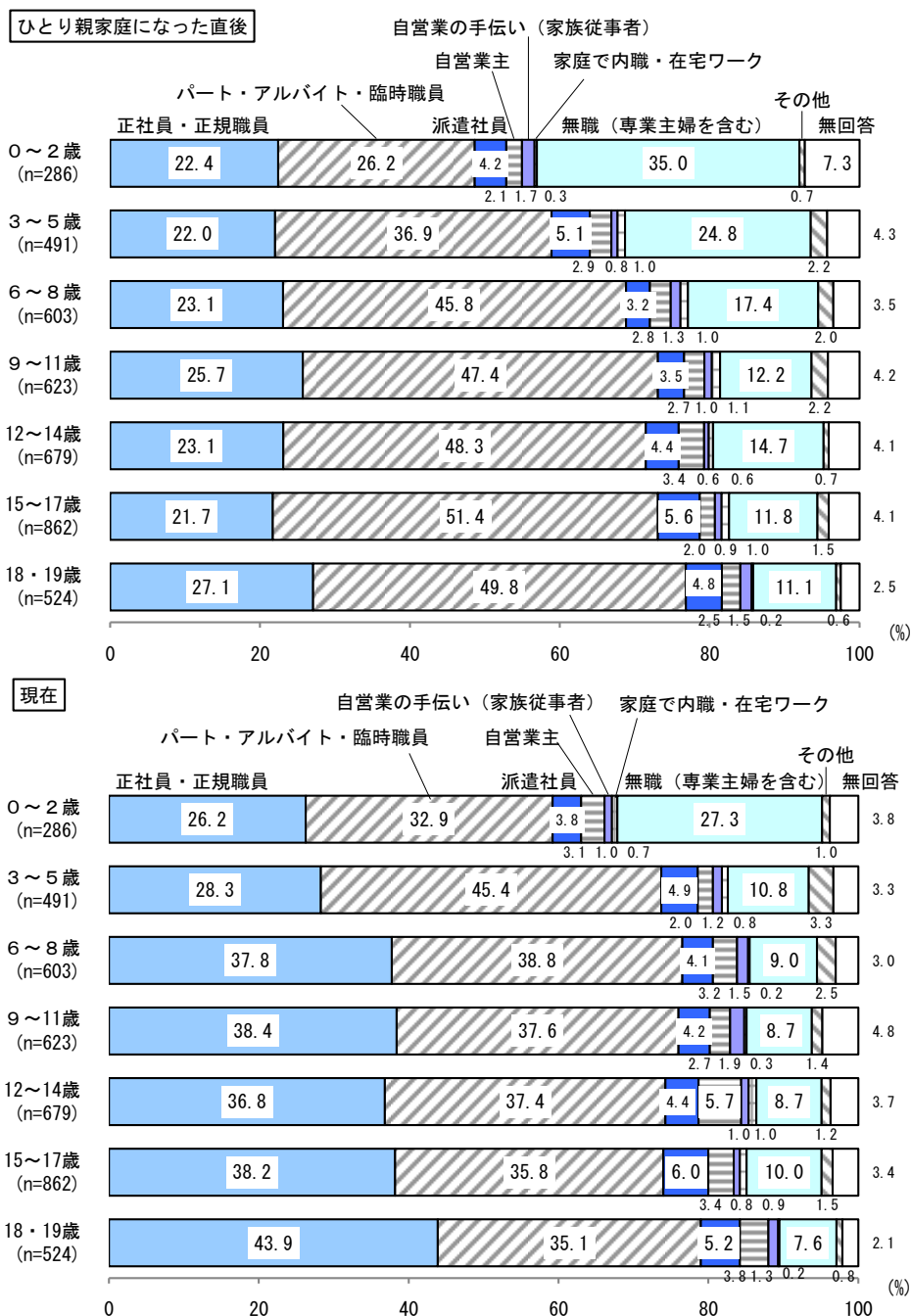


エ 末子の年齢別 就業形態の変化

母子家庭について、ひとり親家庭になった直後では、末子が年少になるほど無職の割合が高くなっています。なお、現在では、無職の割合が、末子3～5歳の母親含めた3歳以上の母親は約10%に減少しますが、末子0～2歳の母親は27.3%と高い状況のままです。

ひとり親家庭にとって、就業による経済的自立は重要な課題ですが、その前提として、仕事と子育ての両立が必要です。子育てをすることが就業に不利とならないよう、ライフステージによって多様な働き方を主体的に選択できるような支援が必要です。

【末子の年齢別 就業形態の変化（母子家庭）】

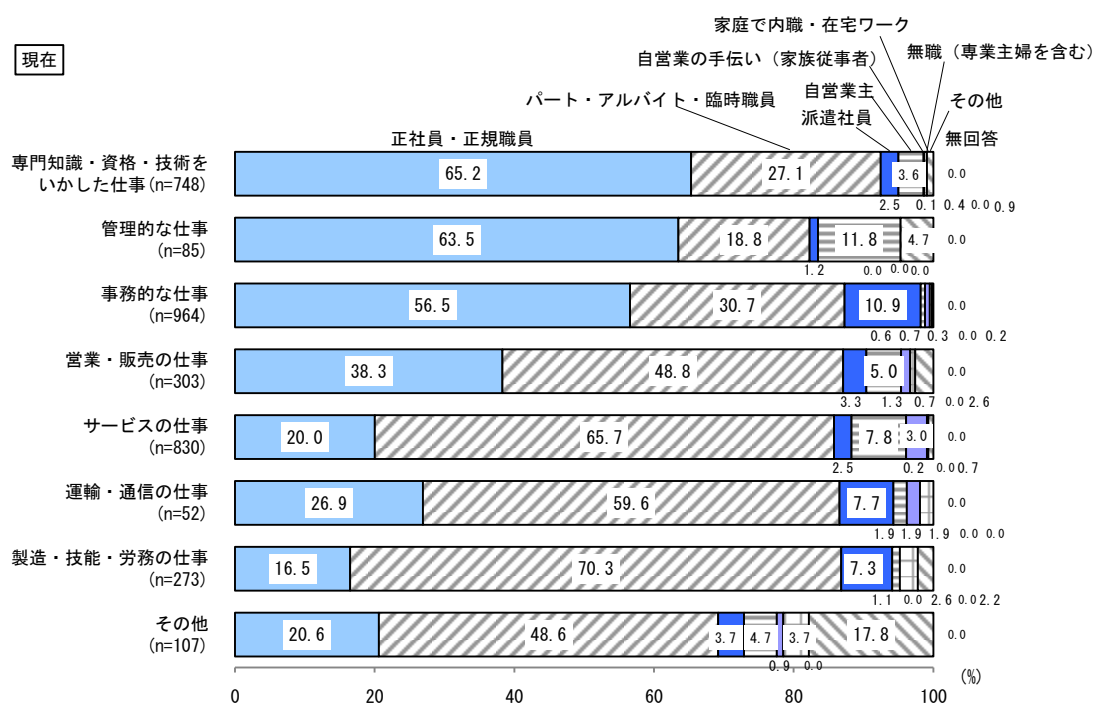


オ 専門知識、資格取得の有効性

母子家庭について、現在の職種別でみると、専門知識・資格・技術をいかした仕事をしている母親の「正社員・正規職員」の割合が65.2%と母子家庭全体の割合である36.5%に比べて著しく高く、安定した雇用に有効であることがあらわれています。

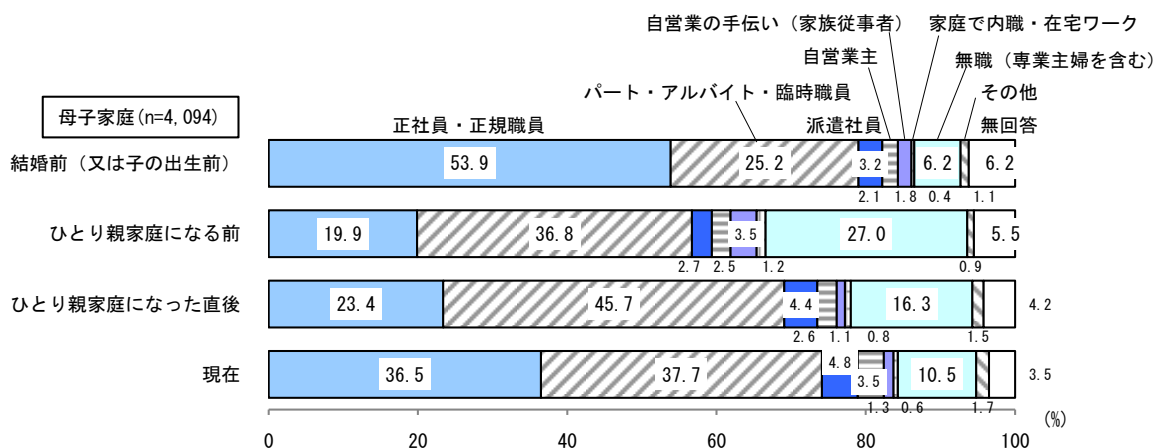
一方、資格を取得するときの悩みとして、「資格取得のための費用がない」、「資格取得するための時間がない」、「資格取得中に収入が減ること」と考えている方も多く、ひとり親家庭支援制度の周知や相談窓口への誘導などが必要です。

【現在の職種別 就業形態の変化（母子家庭）】



(1) アのグラフより

【就業形態の変化（母子家庭）】

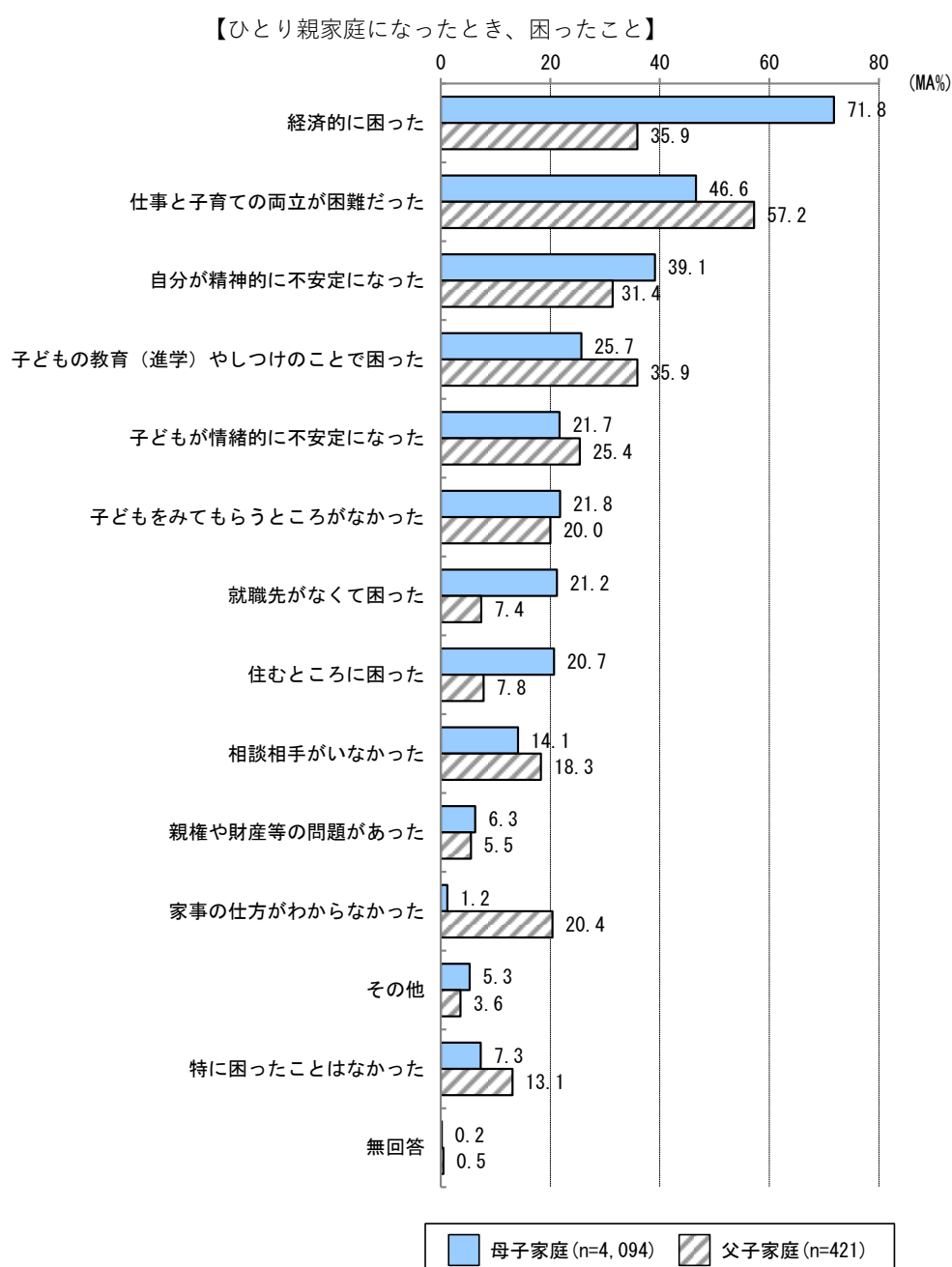


(2) 子育て・生活について

ア ひとり親家庭になったとき、困ったこと

ひとり親家庭になったとき、困ったことについて、母子家庭では「経済的に困った」が71.8%で最も多く、父子家庭の35.9%に比べて35.9ポイント高い割合になっています。なお、「就職先がなくて困った」(21.2%)と「住むところに困った」(20.7%)も父子家庭に比べて10ポイント以上高い割合になっています。

一方、父子家庭では「仕事と子育ての両立が困難だった」(57.2%)が最も多く、「こどもの教育(進学)やしつけのことで困った」(35.9%)や「家事の仕方がわからなかった」(20.4%)は母子家庭に比べて10ポイント以上高い割合になっています。



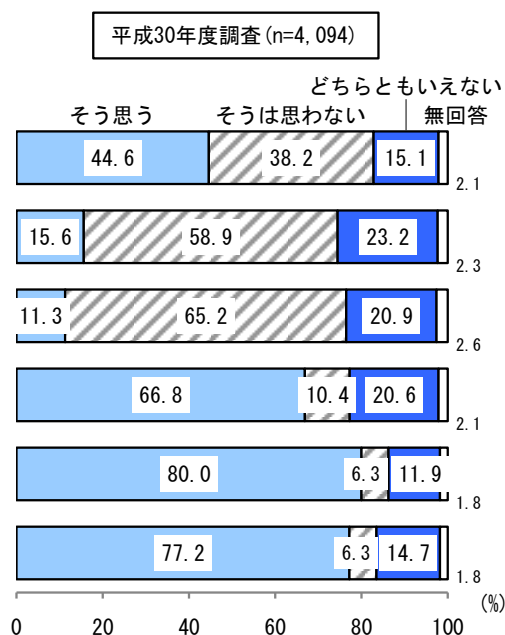
イ こどもについての悩み

こどもとの関係を見てみると、「こどもとの時間が十分にとれない」と感じる割合が母子家庭・父子家庭とも4割を超えているものの、「こどもの気持ちがよくわからない」、「こどもがわずらわしい」と感じている割合は低く、「自分はこどもに頼られている」、「こどもは自分の生きがいだ」と思う割合が高くなっており、おおむね良好な関係にあるといえます。

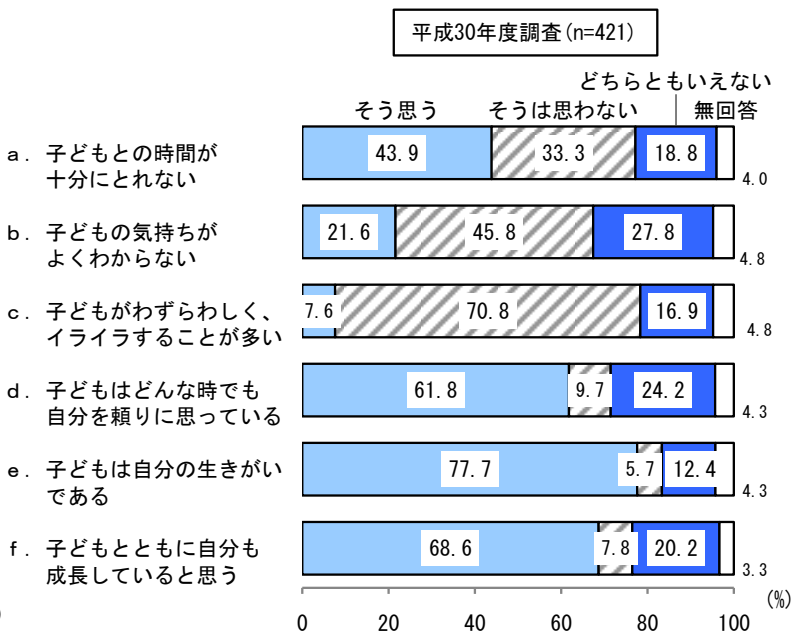
しかし、こどもについての悩みをきくと、母子家庭、父子家庭の親とも、こどもの「進学」や「学力」、「しつけのこと」について悩みを持つのは共通していますが、母子家庭に比べ、「食事・栄養のこと」について悩んでいる父子家庭が多いこと、子育てに関する相談相手をたずねると、相談相手はいないと答えた割合が父子家庭の方が高いことから、父子家庭特有のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。

【子育てやこどもとの関係で感じていること】

【母子家庭】



【父子家庭】



ウ ひとり親家庭になった前後の転居の有無及び住居の変化

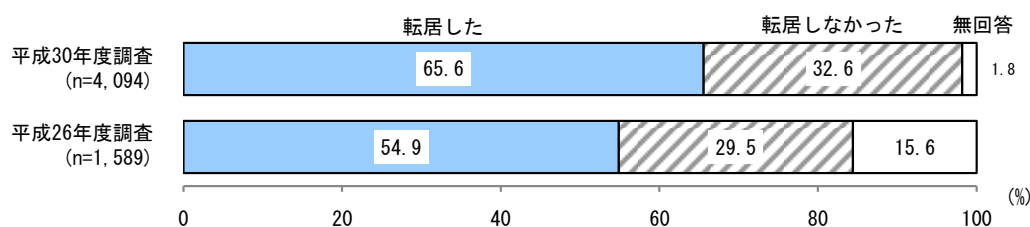
ひとり親家庭になったときに転居したかについて、母子家庭では「転居した」が65.6%、「転居しなかった」は32.6%となっています。

一方、父子家庭では「転居しなかった」が62.7%を占めており、「転居した」は34.7%となっています。

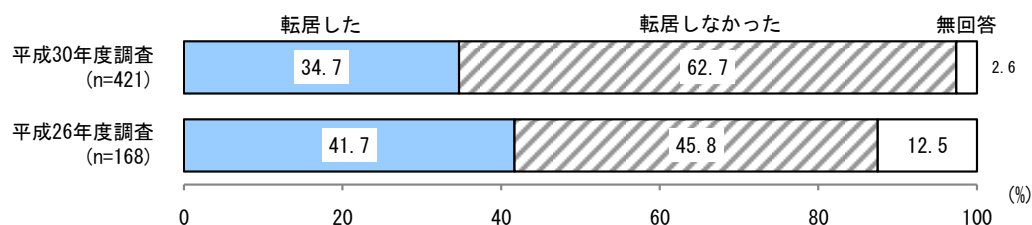
また、母子家庭では、ひとり親家庭になる前、ひとり親家庭になった直後に比べ、現在の「市・府営住宅」が14.5%と大幅に増加しています。

転居先の住居として、所得に応じて家賃が決定する「市・府営住宅」が選ばれていることが伺えます。

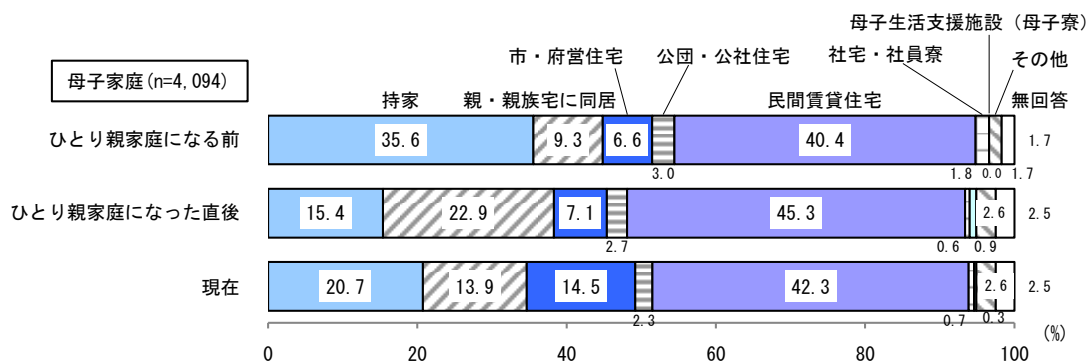
【経年比較 ひとり親家庭になった前後の転居の有無（母子家庭）】



【経年比較 ひとり親家庭になった前後の転居の有無（父子家庭）】



【住居の変化及び現在の住居（母子家庭）】

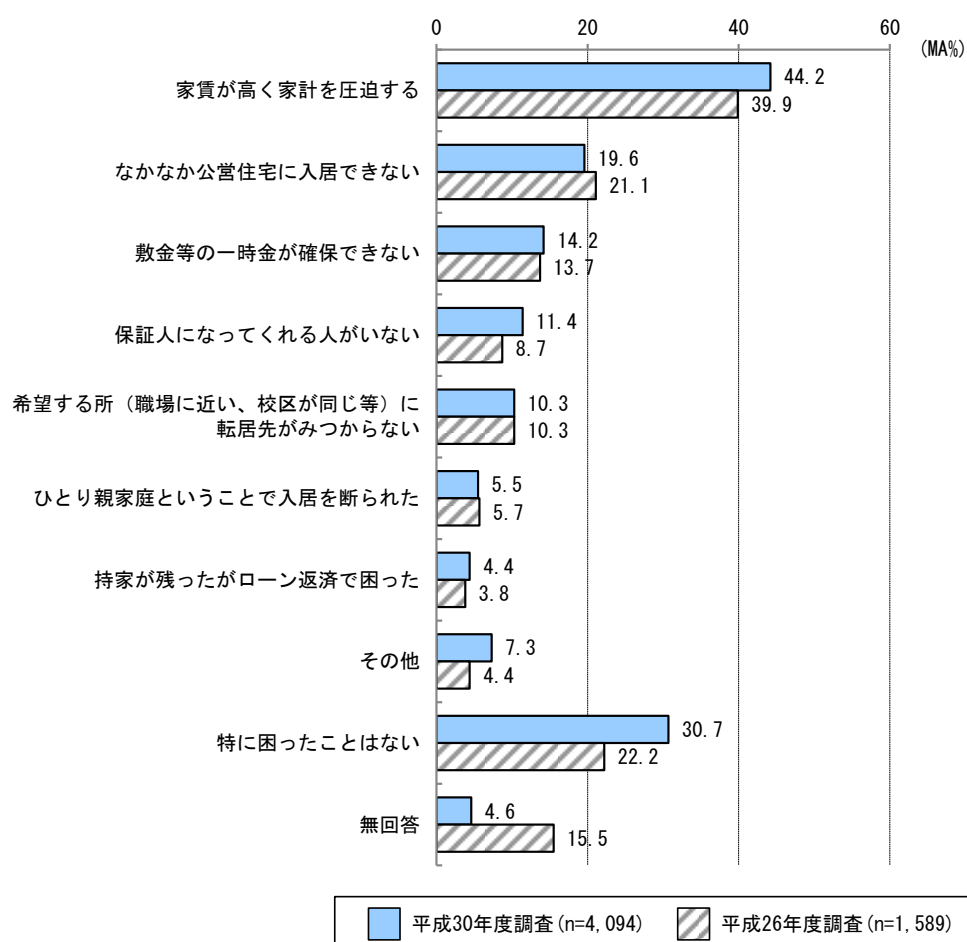


エ ひとり親家庭になってから住居に関して困ったこと

ひとり親家庭になってから住居に関して困ったことについて、母子家庭では「家賃が高く家計を圧迫する」が44.2%で最も多く、次いで「特に困ったことはない」が30.7%、「なかなか公営住宅に入居できない」が19.6%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「特に困ったことはない」が8.5ポイント増加しています。父子家庭では「特に困ったことはない」が51.8%を占めており、困ったことがある人では「家賃が高く家計を圧迫する」が22.6%で最も多く、次いで「持家が残ったがローン返済で困った」が14.0%となっています。

【経年比較 ひとり親家庭になってから住居に関して困ったこと（母子家庭）】



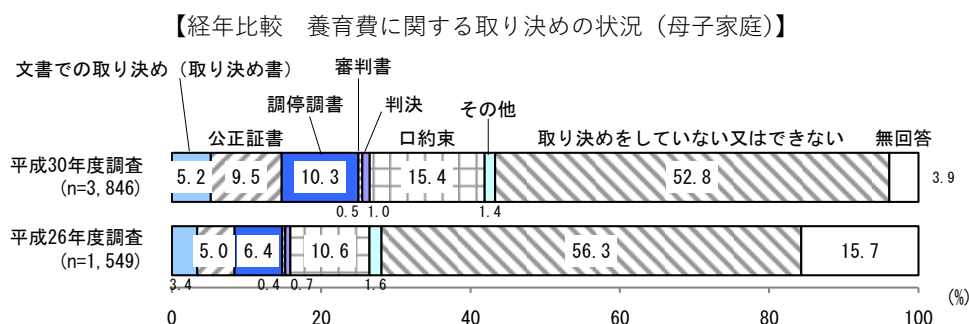
(3) 養育費・面会交流について

ア 養育費の取り決め状況

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は43.3%、「何らかの文書で取り決め」を交わしている割合は27.9%、「公正証書など強制執行が可能な文書（債務名義）」で取り決めを交わしている割合は21.3%となっています。

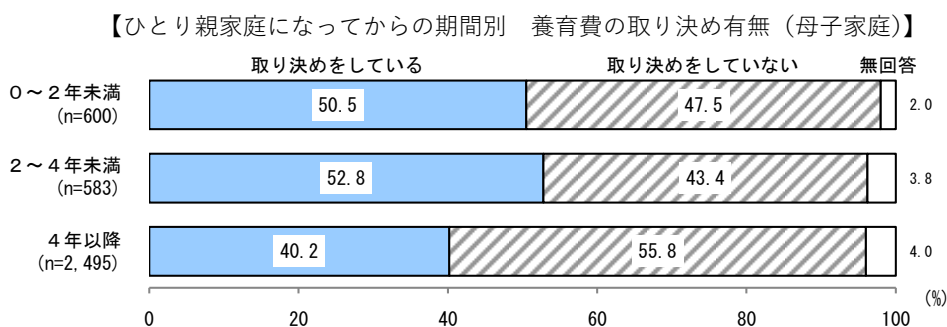
平成26年度調査と比較しますと、「何らかの取り決め」は15.2ポイント、「何らかの文書で取り決め」は10.4ポイント、「債務名義化した文書で取り決め」は8.8ポイント増加しています。

しかし「取り決めをしていない又はできない」の割合は52.8%であり、養育費の取り決めの重要性の啓発や相談等の支援が必要です。

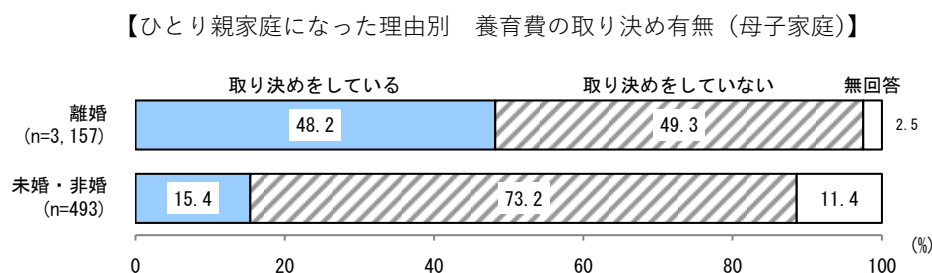


母子親家庭になってからの期間別でみると、「取り決めをしている」割合が、4年未満で5割を超える一方、4年以降になると約4割になっています。

民法の改正や養育費の取り決めの重要性の理解が進んでいることがあらわれています。



母子親家庭になった理由別でみると、離婚のひとり親家庭で、「取り決めをしている」割合は48.2%に対し、未婚・非婚のひとり親家庭は15.4%であり、養育費の取り決めが困難な実情があらわれています。

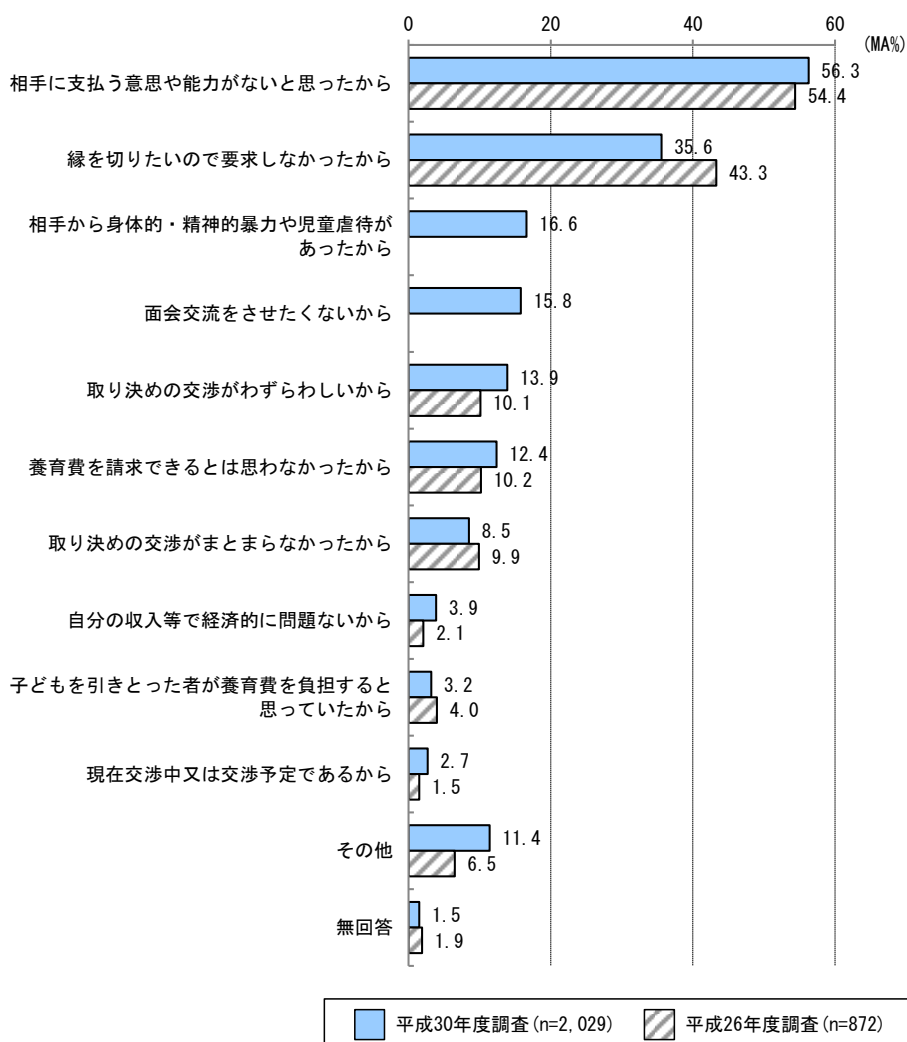


イ 養育費の取り決めをしていない（できない）理由

「養育費の取り決めをしていない又はできない」と回答した人に、その理由をたずねると、母子家庭では「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が56.3%で最も多く、次いで「縁を切りたいので要求しなかったから」が35.6%、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」が16.6%、「面会交流をさせたくないから」が15.8%となっています。

平成26年度調査の状況と大きく違いはなく、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」といった理由に対しては慎重な対応が求められるものの、養育費の確保に積極的に取り組めるような支援が必要です。

【経年比較 養育費の取り決めをしていない理由（母子家庭）】



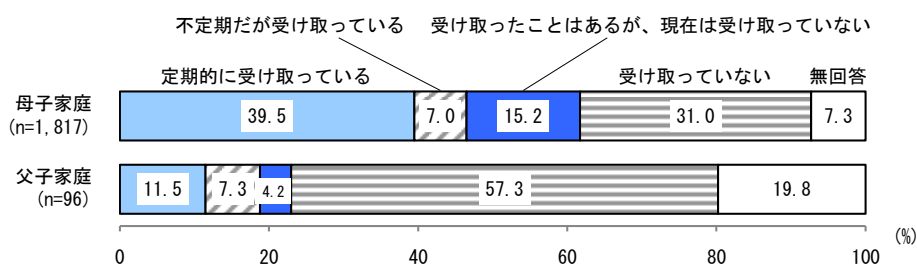
※平成26年度調査では「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」と「面会交流をさせたくないから」の選択肢は設けられていない。

ウ 養育費の受け取り状況①

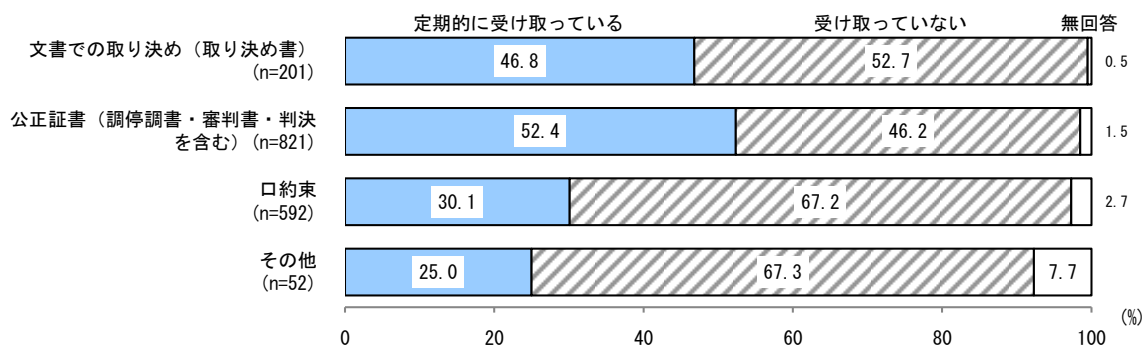
養育費の取り決めをしている母子家庭で、「定期的に受け取っている」割合は39.5%となっていますが、養育費の取り決め内容別で受け取り状況をみると、「公正証書などの文書」が52.4%で最も高く、債務名義化の促進が有効であることがわかります。

また、養育費の取り決め額については、母子家庭の平均額は月額5.0万円となっています。

【養育費の受け取り状況（取り決めをしている家庭）】



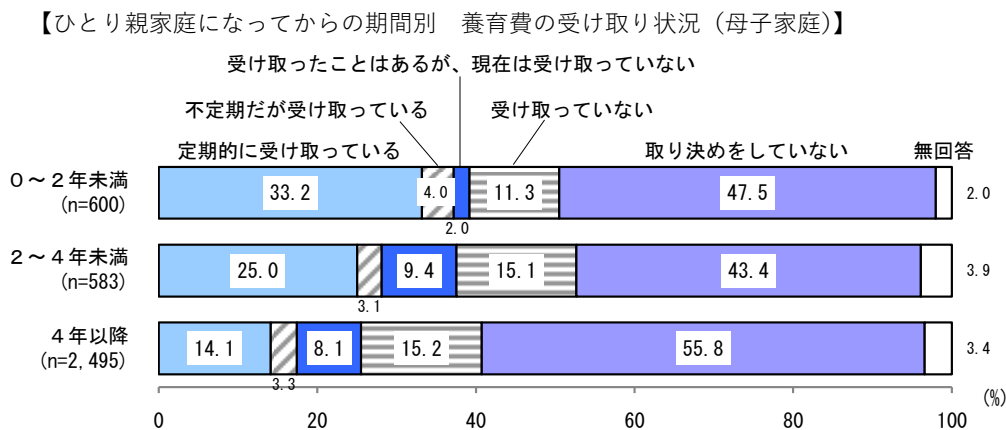
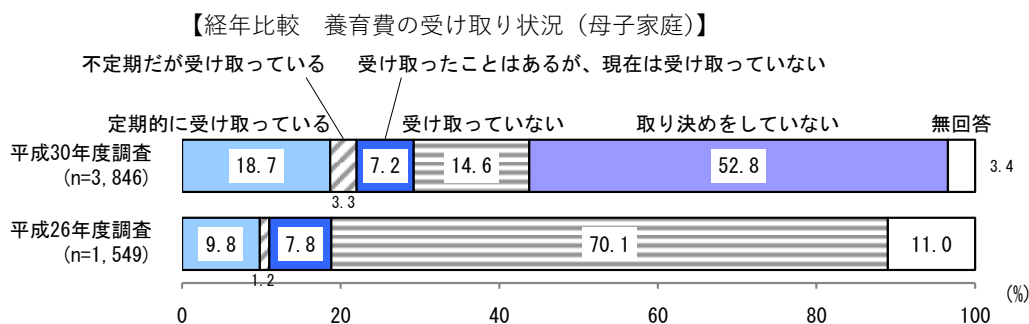
【養育費の取り決め内容別 養育費の定期的な受け取り状況（母子家庭）】



エ 養育費の受け取り状況②

養育費の取り決めをしていない（できない）方も含めた全母子家庭で、「定期的に受け取っている」割合は18.7%、「不規則の受け取り」も含めた「受け取っている」割合は22%となっています。平成26年度調査と比較すると、「定期的に受け取っている」が8.9ポイント、「受け取っている」が11ポイント増加しています。

しかし、「受け取っていない（取決めをしていないを含む）」家庭が大半であり、ひとり親家庭になってからの期間別で見ると、期間が長くなるほど受け取る割合が低くなるのがわかります。養育費を取り決めても、支払いが滞ることが多く、養育費の継続した履行確保が課題となっています。



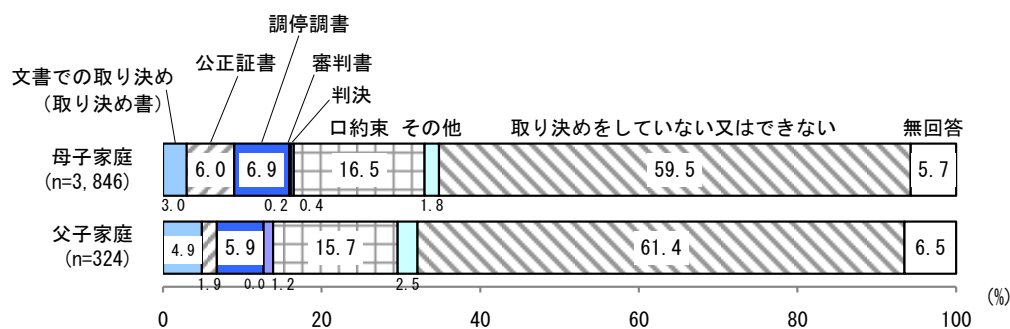
オ 面会交流の状況

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は 34.8%、「何らかの文書で取り決め」を交わしている割合は 18.3%、「公正証書など債務名義化した文書で取り決め」を交わしている割合は 13.5%となっています。

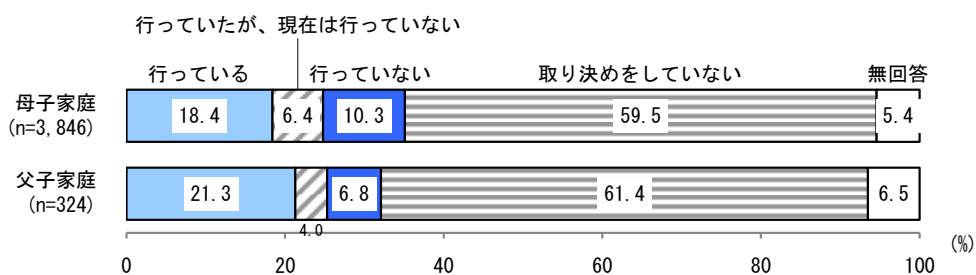
一方、父子家庭では、「何らかの取り決め」の割合は 32.1%、「何らかの文書で取り決め」の割合は 16.4%、「債務名義化した文書で取り決め」の割合は 9%となっています。

しかし、母子家庭、父子家庭とも「取り決めをしていない又はできない」の割合が約 60%で、面会交流の実施状況をみても、母子家庭が 18.4%、父子家庭が 21.3%と低い状況であり、面会交流の取り決めの重要性の啓発等の支援が必要です。

【面会交流の取り決めの状況】



【面会交流の実施状況】



(4) 経済的な状況について

ア 年間の収入状況

母子家庭では、同居親族を含む自身の世帯の年間総収入は「200～250万円未満」が10.2%で最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は290.8万円となっています。

そのうち、自身の年間総収入では「100～150万円未満」が13.0%で最も多く、平均額は240.7万円となっており、自身の年間就労収入でも「100～150万円未満」が12.7%で最も多く、平均額は229.2万円となっています。

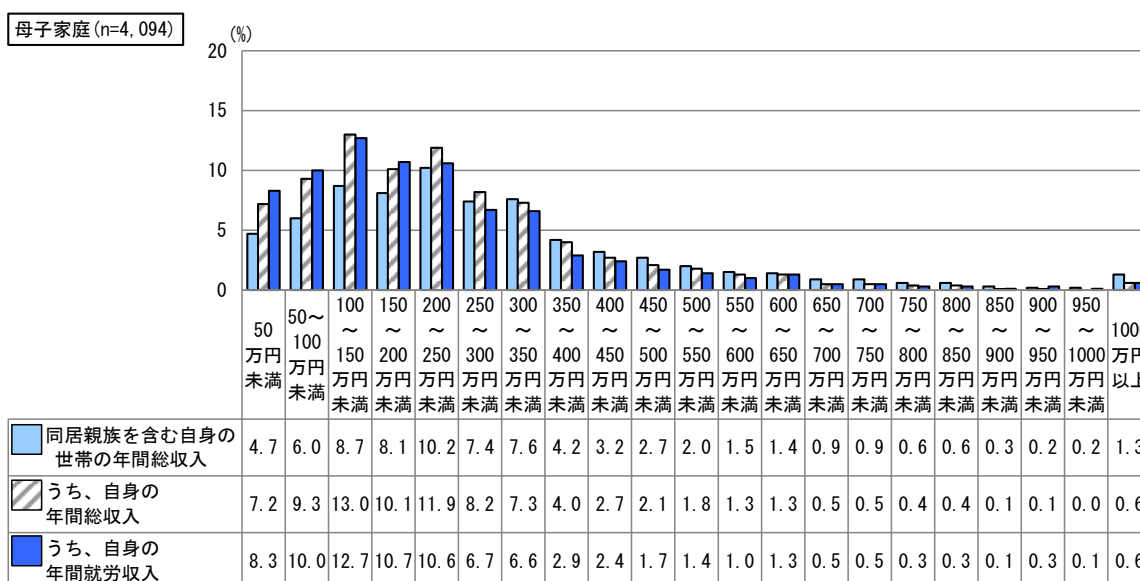
父子家庭の年間の収入状況については、同居親族を含む自身の世帯の年間総収入では「400～450万円未満」と「500～550万円未満」が同率で6.9%と最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は486.5万円となっています。

そのうち、自身の年間総収入では「500～550万円未満」が8.1%で最も多く、平均額は454.0万円となっており、自身の年間就労収入でも「500～550万円未満」が8.6%で最も多く、平均額は454.1万円となっています。

寡婦の年間の収入状況については、自身の世帯の年間総収入では「100～150万円未満」が12.8%で最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は247.4万円となっています。

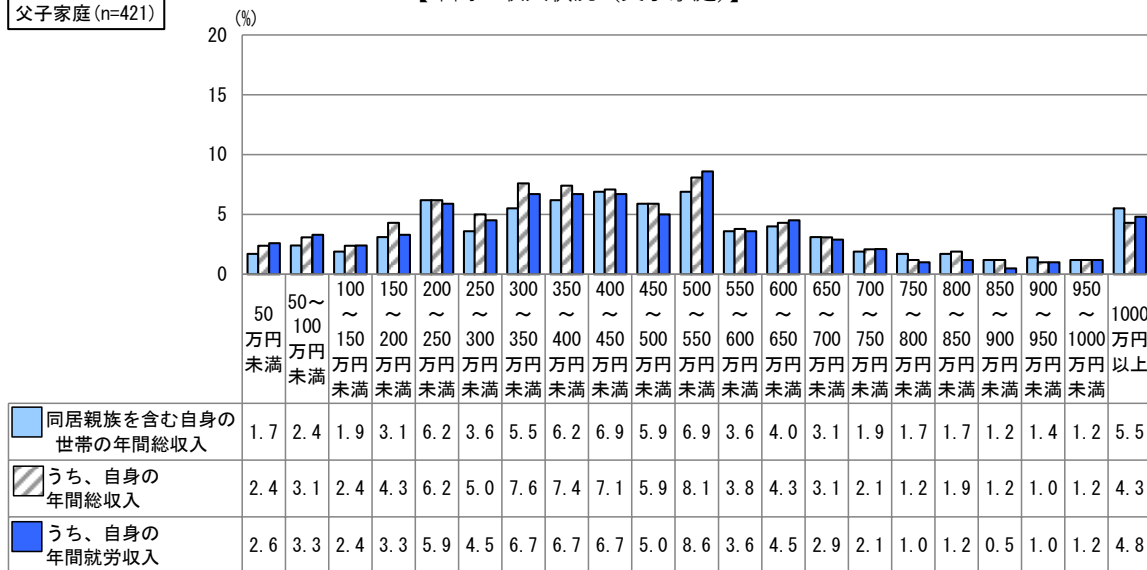
そのうち、自身の年間就労収入では「50万円未満」が9.2%で最も多く、平均額は163.3万円となっています。

【年間の収入状況（母子家庭）】



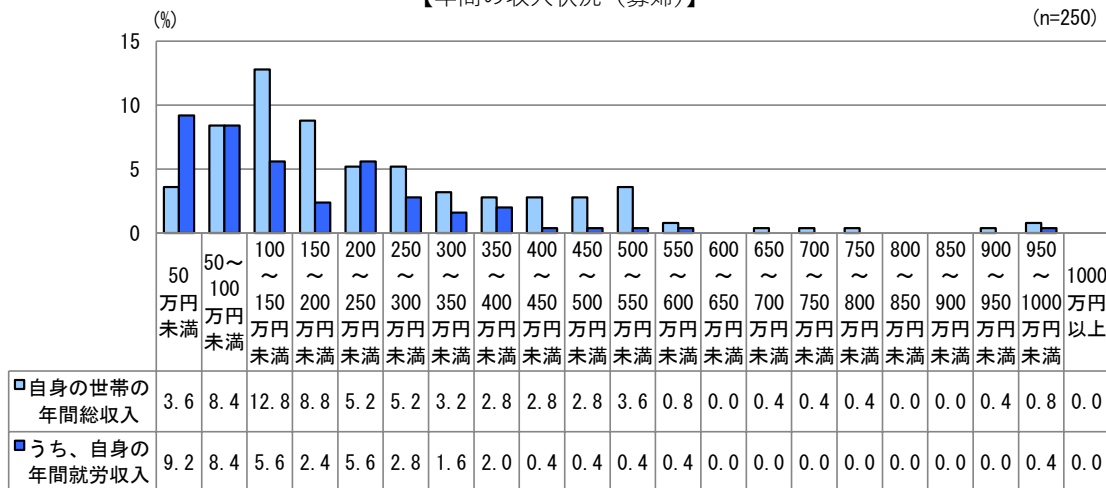
父子家庭(n=421)

【年間の収入状況（父子家庭）】



【年間の収入状況（寡婦）】

(n=250)



[参考：各項目の代表値]

選択肢	代表値(万円)	選択肢	代表値(万円)
50万円未満	25	550~600万円未満	575
50~100万円未満	75	600~650万円未満	625
100~150万円未満	125	650~700万円未満	675
150~200万円未満	175	700~750万円未満	725
200~250万円未満	225	750~800万円未満	775
250~300万円未満	275	800~850万円未満	825
300~350万円未満	325	850~900万円未満	875
350~400万円未満	375	900~950万円未満	925
400~450万円未満	425	950~1,000万円未満	975
450~500万円未満	475	1,000万円以上	1025
500~550万円未満	525		

イ 主な属性別 自身の年間総収入の平均値

【主な属性別 代表値による算出の自身の年間総収入の平均値（母子家庭）】

母子家庭全体：240.7万円						
母親の年齢別	16～19歳	25.0万円	母親の最終学歴別	中学校	156.4万円	
	20～24歳	114.0万円		高等学校	209.3万円	
	25～29歳	158.4万円		短大・専修学校（専門課程）	260.8万円	
	30～34歳	196.8万円		大学	354.1万円	
	35～39歳	232.7万円		その他	301.1万円	
	40～44歳	257.8万円	現在の就業形態別	正社員・正規職員	357.8万円	
	45～49歳	263.5万円		パート・アルバイト・臨時職員	156.3万円	
	50～54歳	266.5万円		派遣社員	217.0万円	
	55～59歳	256.1万円		自営業主	307.4万円	
	60歳以上	190.0万円		自営業の手伝い（家族従事者）	196.4万円	
期間別 ひとり親家庭になつてからの	1年未満	189.4万円		家庭で内職・在宅ワーク	138.0万円	
	1年	203.9万円		無職（専業主婦を含む）	95.8万円	
	2年	219.1万円		その他	194.8万円	
	3年	252.2万円		現在の職種別	専門知識・資格・技術をいかした仕事	341.0万円
	4年	233.7万円			管理的な仕事	441.9万円
	5年	254.4万円	事務的な仕事		271.0万円	
	6～10年	255.1万円	営業・販売の仕事		224.4万円	
11～20年	261.0万円	サービスの仕事	178.8万円			
21～30年	246.4万円	運輸・通信の仕事	201.7万円			
なつたり親家庭に	死別	265.0万円	製造・技能・労務の仕事		178.8万円	
	離別	239.2万円	その他	241.3万円		
	未婚・非婚	232.3万円				
	その他	244.8万円				

※回答者のみの平均額とする。

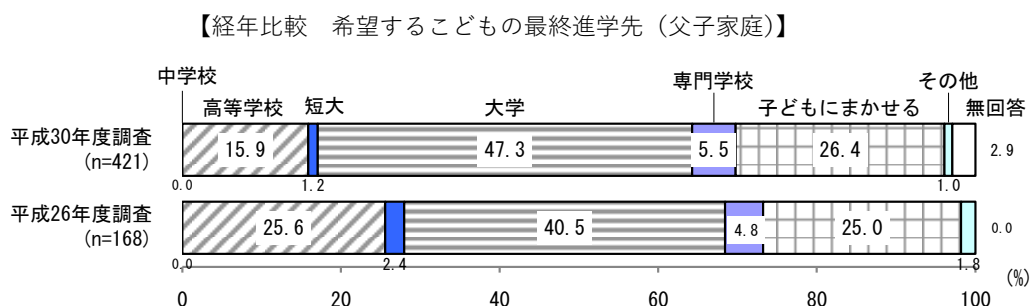
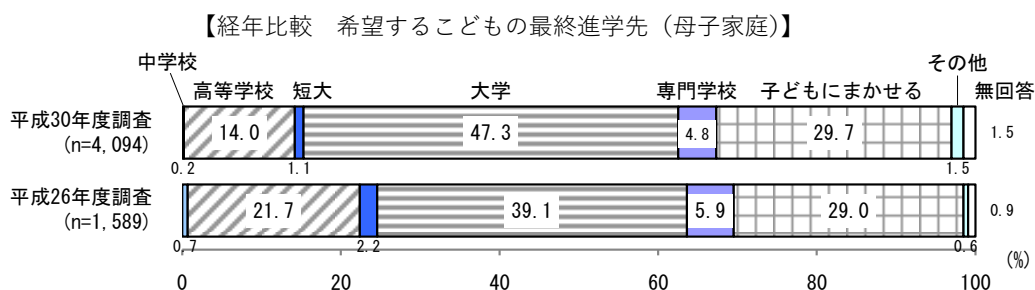
ウ 希望するこどもの最終進学先とこどもを習い事に通わせていない理由

母子家庭、父子家庭とも「大学」が最も多く、次いで「こどもにまかせる」、「高等学校」となっています。

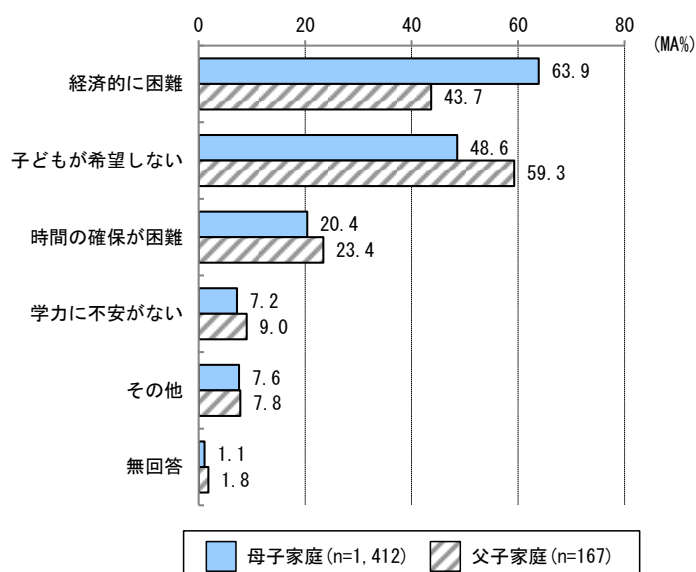
平成26年度調査と比較すると、「大学」が増加しており、「高等学校」が減少しています。

一方、こどもを習い事に通わせていない理由について、母子家庭では「経済的に困難」が63.9%で最も多く、父子家庭の43.7%に比べて20.2ポイント高い割合になっています。

父子家庭では「こどもが希望しない」が59.3%で最も多くなっています。



【こどもを習い事に通わせていない理由】



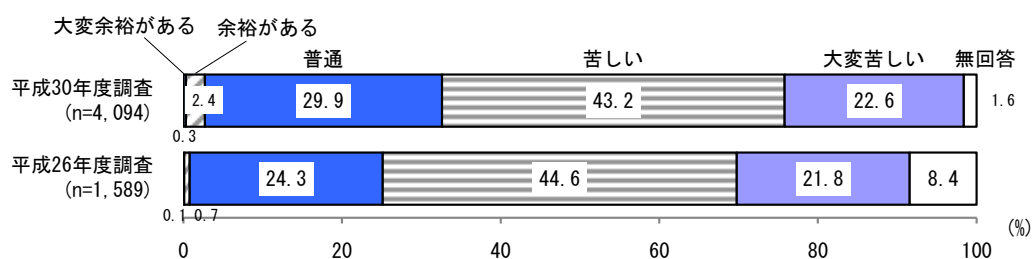
エ 現在の生活の状況

母子家庭では「苦しい」が43.2%で最も多く、「大変苦しい」と合わせると65.8%となっています。

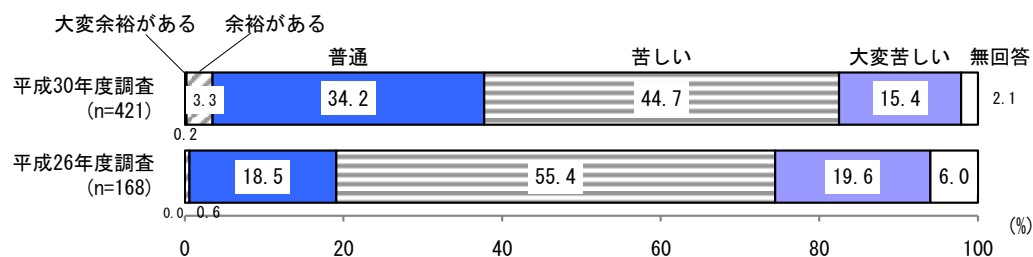
父子家庭では、「苦しい」が44.7%で最も多く、「大変苦しい」と合わせると60.1%となっています。

母子家庭では、「ひとり親家庭になったときに困ったこと」及び「現在困っていること」について、「経済的に困った」という回答が最多となっており、経済的支援はひとり親家庭の生活のために大変重要な支援です。

【経年比較 現在の生活の状況（母子家庭）】



【経年比較 現在の生活の状況（父子家庭）】



(5) サポート体制について

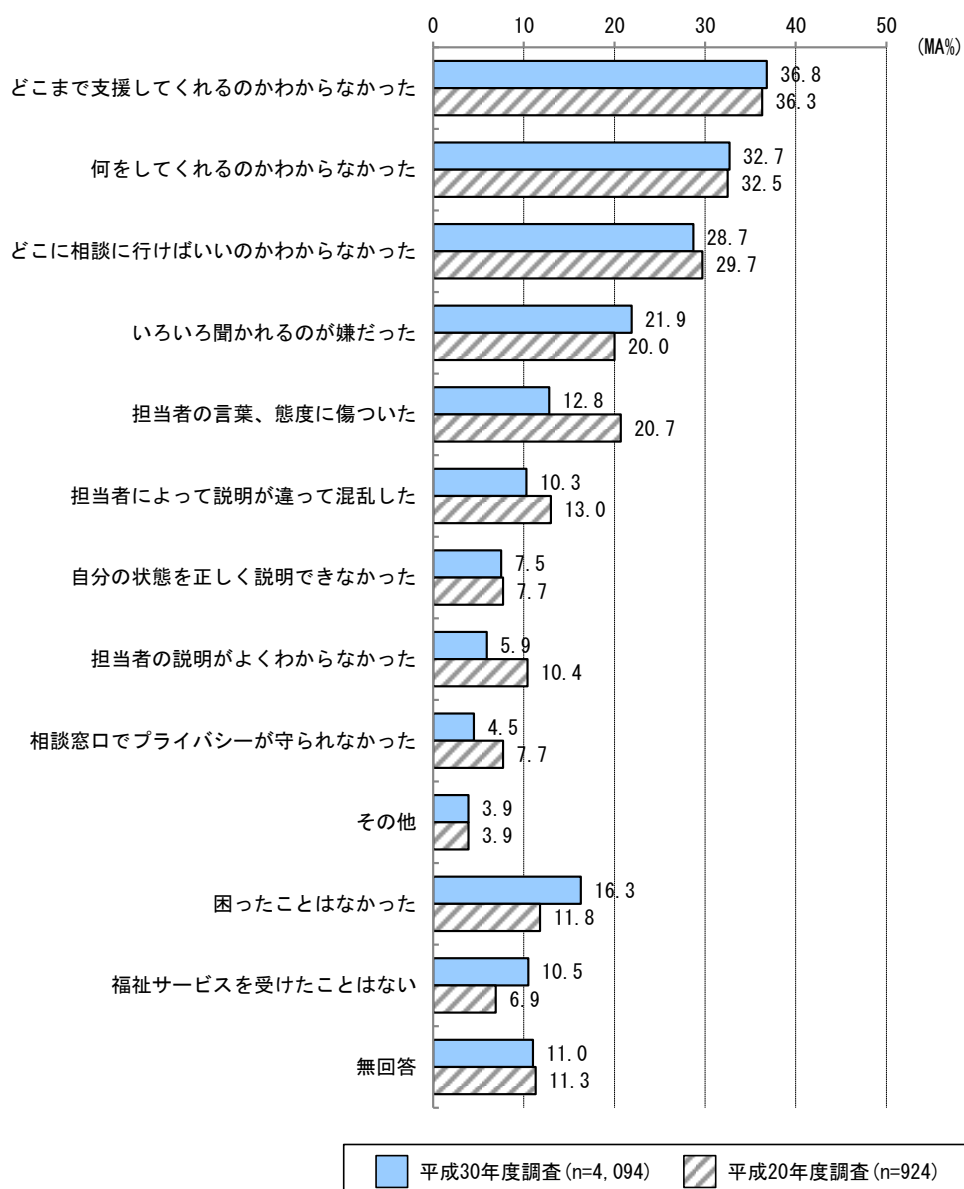
ア 福祉サービスを受けるときに困ったこと

母子家庭では、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」、「何をしてくれるのかわからなかった」、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」が上位3項目に挙がっており、福祉サービスの周知度の低さがうかがえます。

また、福祉サービスを受けるときに不満だった内容として、「いろいろ聞かれるのが嫌だった」が21.9%と多くなっています。

一方、平成20年度調査と比較すると、「担当者の言葉、態度に傷ついた」は7.9ポイント、「担当者の説明がよくわからなかった」は4.5ポイント減少しています。

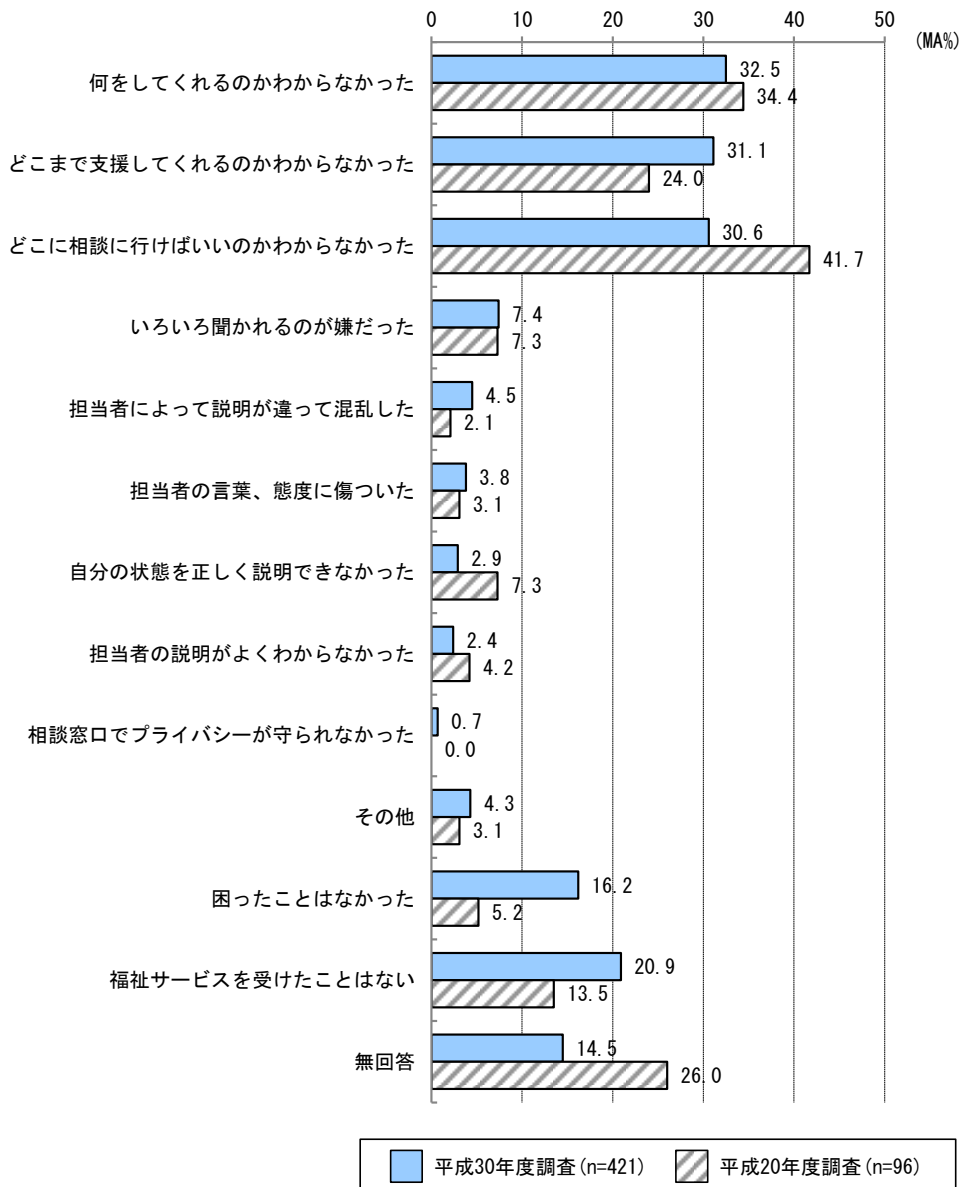
【経年比較 福祉サービスを受けるときに困ったこと（母子家庭）】



父子家庭でも「何をしてくれるのかわからなかった」、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」が上位3項目に挙がっており、福祉サービスの周知度の低さがうかがえます。これに続いて「福祉サービスを受けたことはない」が20.9%と多くなっています。

平成20年度調査と比較すると、「困ったことはなかった」が11.0ポイント、「福祉サービスを受けたことはない」が7.4ポイント、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」が7.1ポイント増加しており、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」は11.1ポイント減少しています。

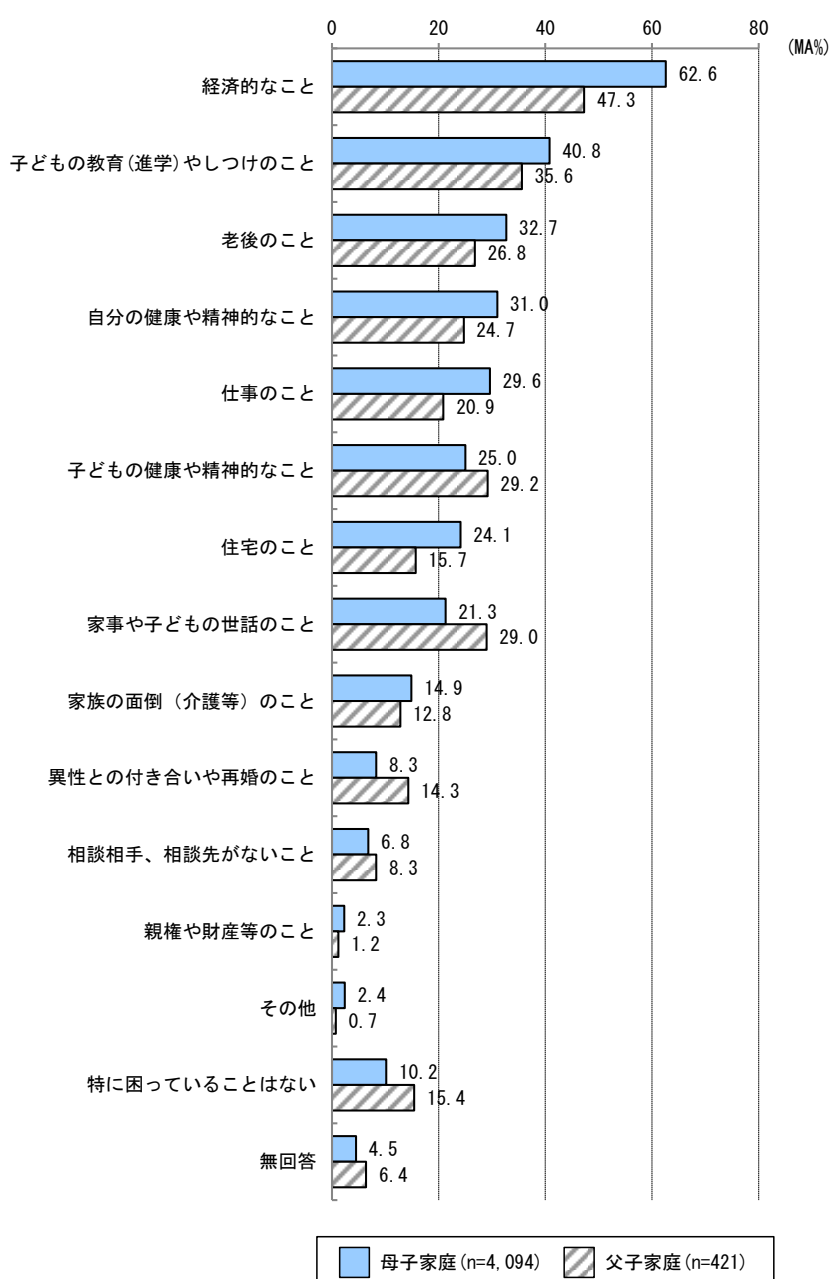
【経年比較 福祉サービスを受けるときに困ったこと（父子家庭）】



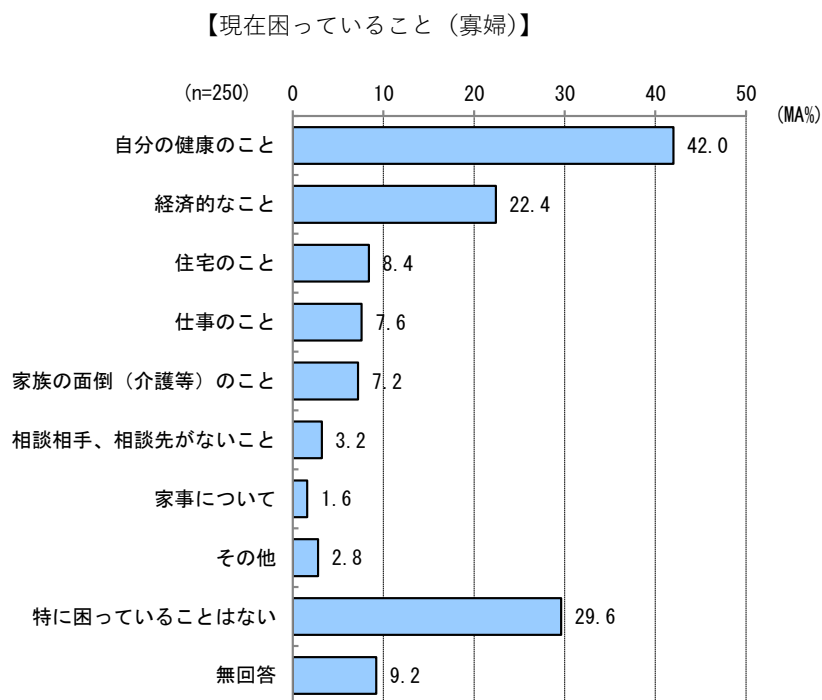
イ 現在困っていること

母子家庭・父子家庭とも「経済的なこと」が最も多く、母子家庭は 62.6%、父子家庭は 47.3%で、母子家庭のほうが 15.3 ポイント高い割合になっています。これに次いで「こどもの教育（進学）やしつけのこと」が母子家庭で 40.8%、父子家庭で 35.6%となっており、続けて母子家庭は「老後のこと」（32.7%）、「自分の健康や精神的なこと」（31.0%）が多く、父子家庭は「こどもの健康や精神的なこと」（29.2%）、「家事やこどもの世話のこと」（29.0%）が多くなっています。

【現在困っていること】



寡婦について、現在困っていることについて、「自分の健康のこと」が42.0%で最も多く、次いで「経済的なこと」が22.4%、「住宅のこと」が8.4%となっています。



ウ 困ったときの相談先

母子家庭・父子家庭とも「親族」が最も多く、母子家庭は68.2%、父子家庭は63.2%となっています。これに次いで「友人、知人」が、母子家庭は66.1%、父子家庭は41.1%となっています。

困ったときに相談する相手として、「親族」「友人・知人」の割合が高いですが、「公的機関」の割合が低く、「相手がいない」は母子家庭に比べ父子家庭は高くなっています。

ひとり親家庭等が困ったときに気軽に相談できる場として認知されるよう、各種制度・相談窓口の広報周知を引き続き行うことが必要です。

寡婦については、「親族」が71.6%で最も多く、次いで「友人、知人」が31.2%、「公的機関」が12.8%となっています。

